

■最近の話題を考える“知財NEWS”知財トピックス(2018.3)

農林水産省、海外展開に向けた植物品種の知的財産権保護を急ぐ

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



熱戦が繰り広げられた2018年平昌オリンピックですが、今回も様々なことが話題になりました。知財関係では、下の写真のカーリング女子のいわゆる「もぐもぐタイム」で食べられていた「韓国のいちご」。実は、日本で品種開発されたいちごを勝手に韓国で栽培して販売されたものだったそうです。



NHK NEWS WEB HPより出典

農林水産省の齋藤大臣も、自ら、このことを認めて、海外で無断で栽培されないためには、国ごとに品種登録を行って権利を確保することが必要だとして、「予算に対策費を計上して、有効に活用してもらえよう周知していく」と述べました。

実際に、予算の総額は、2017年度補正予算と18年度予算合計で約3億4000万円で、海外で品種登録するための弁理士や海外代理人に対する費用、書類の翻訳や作成費用について助成する。とのことでした。

もっとも、ここで話題になっている「種苗法に基づく品種登録」の手続きは、植物新品种の育成者権という知的財産権を保護するものなのですが、弁理士の専権業務ではありません（行政書士等も行えます）。このため、この品種登録手続きについて詳しい弁理士はほとんどいません。私もこの手続きについての知識は皆無です。

現在、農林水産省に出願されている件数は、年間約1000件程度ですが、農林水産省によると、登録の仕組みや必要性が農家の間であまり知られておらず、品種登録の動きは低いとのことでした。

農林水産省としては、単に、手続き予算を確保するだけでなく、品種登録を適切に行なえる「担い手」を育成することも、品種登録の動きを加速させるためには必要なことだと思います。

この「担い手」が、弁理士が適任か否かは議論がありますが、農林水産省においては、こうした人材育成についても強化して頂き、国内の知的財産権を守って頂きたいです。

以上